

利用が終了した

# 多賀城・七ヶ浜スタンプ会共通商品券 払戻しのお知らせ

「多賀城・七ヶ浜スタンプ会共通商品券」は令和3年3月31日をもって利用を終了させていただきました。3月31日までにご利用できなかった方々のために「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき払戻しを行いますので、申出期間内にお申し出ください。

## 払戻しに係る前払式支払の種類

利用終了した未使用商品券

多賀城・七ヶ浜スタンプ会共通商品券  
500円、1000円



## 払戻しの申出期間

令和3年4月1日(木)～6月30日(水) 平日9～12時・13～16時

\*なお、申出期間内にお申し出されない場合は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

## 申出及び払戻し方法

### 【持参の場合】

未使用商品券とご印鑑をお持ちの上、当組合事務局までお越しください(平日9～12時、13～16時)。「払戻し申出書」に必要事項をご記入いただいた後、当日現金で払戻しいたします。なお、申し出者集中等の事情により当日現金払戻しができない場合、後日お振込みとなりますので予めご了承ください。また額面金額が高額の場合はご連絡いただきますようお願いいたします。払戻しに係る振込手数料は当組合が負担致します。

### 【郵送の場合】

「払戻し申出書」を協同組合多賀城・七ヶ浜スタンプ会事務局にご連絡いただきお取り寄せいただいて「払戻し申出書」に必要事項をご記入の上、未使用商品券と共に発送記録の追跡が可能な書留(特定記録郵便など)または宅配便にて下記までご送付ください(送料は申出者負担となります)。払戻しに係る振込手数料は組合にて負担致します。令和3年6月30日16時必着

## 払戻しに関する注意事項

- ・申出期間中にお客様よりお申し出がない場合は、払戻し出来ませんので、ご注意ください。
- ・使用済みの商品券、偽造・変造された商品券、汚れや破れがひどい商品券(商品券番号が読み取れないもの、3分の1以上が減失しているもの等)については払戻しできません。
- ・協同組合多賀城・七ヶ浜スタンプ会の事務所(多賀城・七ヶ浜商工会多賀城事務所内)以外では、払戻しの手続きは出来ませんのでご注意ください。

●お問い合わせ先

協同組合 多賀城・七ヶ浜スタンプ会

〒985-0872 多賀城市伝上山3-1-12

TEL022-365-5255 FAX022-365-7880